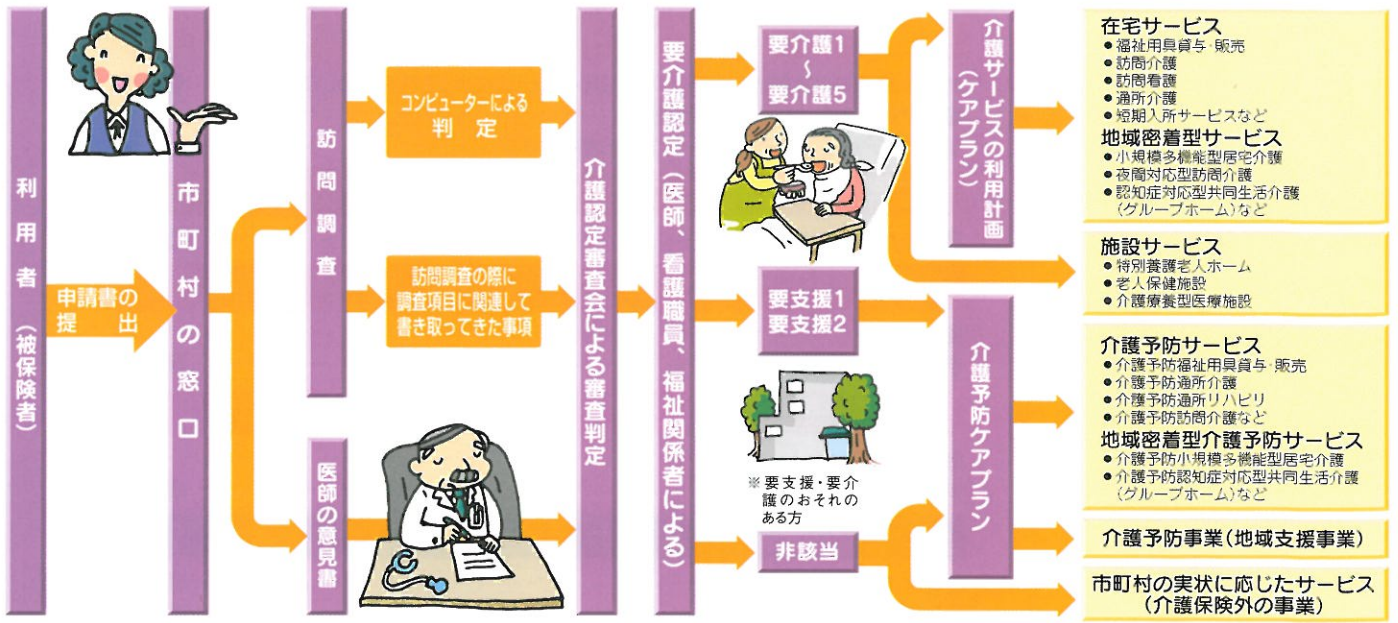


# 介護保険の利用手続きとサービスの内容

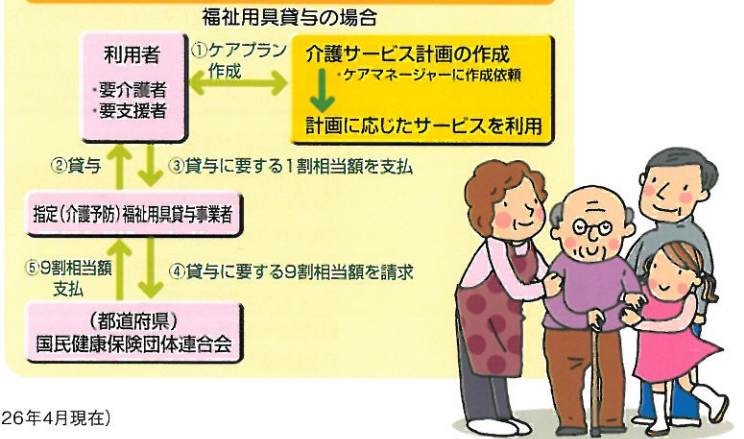


## 介護保険サービス利用上限額

要介護度	ご利用者負担額 (月額)	支給限度額 (月額)
<b>予防給付</b>		
要支援1 日常生活を送れるが、入浴などに一部介助が必要。	5,003円	50,030円
要支援2 要介護1に該当する人のうち改善の可能性が高い人。	10,473円	104,730円
<b>介護給付</b>		
要介護1 立ち上がりや歩行が不安定で、排泄や入浴に一部介助が必要。	16,692円	166,920円
要介護2 起き上がりが困難で、排泄など全体の介助が必要。	19,616円	196,160円
要介護3 起き上がりなどが自力でできず、全体の介助が必要。	26,931円	269,310円
要介護4 排泄、入浴、衣服の着脱など多くの行為で全体の介助が必要。	30,806円	308,060円
要介護5 生活全般にわたる全面的介助が必要。	36,065円	360,650円

(平成26年4月現在)

## 介護保険制度におけるご利用手順



## 介護保険が適用される福祉用具種目

### ●福祉用具の貸与(レンタル)

種目	サービスの対象者	摘要(機能又は構造等)
車いす	■	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る
車いす付属品(車輪交換機(分体式)を含む)	■	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る
特殊寝台	■	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 1. 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 2. 床板の高さが無段階に調整できる機能
特殊寝台付属品	■	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。・介助用ベルト(入浴介助用以外のもの)
床ずれ防止用具	■	次のいずれかに該当するものに限る 1. 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 2. 水等によって減圧する体圧分散効果をもつ全身用のマット
体位変換器(足さわり機能付を除く)	■	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く
手すり	■ ■	取り付けに際し工事を伴わないものに限る
スロープ	■ ■	段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る
歩行器	■ ■	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る 1. 二輪、三輪、四輪のものにあっては、体の前および左右を囲む把手等を有するもの 2. 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助杖	■ ■	松葉つえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラトホームクラッチおよび多点杖に限る

### ●福祉用具の貸与(レンタル)

種目	サービスの対象者	摘要(機能又は構造等)
認知症老人徘徊感知器(扉床センサーを含む)	■	認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
移動用リフト(傾斜調整機(一式)を含む)	■	床走行式、固定式又は据置き式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの(取り付けに住宅の改修を伴うものを除く)
自動排泄処理装置	■ ■	次の要件を全て満たすもの ・尿又は便が自動的に吸引されるもの ・尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ・要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(便も吸引するものは要介護4~5の方のみ)

### ●福祉用具の購入(指定事業者制)

種目	摘要(機能又は構造等)
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る 1. 和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの 2. 洋式便座の上に置いて高さを補うもの 3. 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4. 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)
自動排泄処理装置の交換可能部品	次の条件を全て満たすもの ・レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ・要介護者又はその介護を行う者が容易に変換できるもの
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る 1. 入浴用いす 2. 浴槽用手すり 3. 浴槽内すこ 4. 入浴浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 5. 浴室内すこ 6. 浴槽内すこ 7. 入浴介助ベルト(身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る)=09年4月新規
簡易浴槽	空気式又は、折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
移動リフトのつり具の区分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

サービス対象者欄の ■ は、要介護2~5の方、■ は要介護1、2の方(「軽度者」という)がレンタルで利用できる種目です。但し、軽度者でも、一定の条件に該当すればレンタルできることもあります。詳しくは、当社福祉用具専門相談員にご相談ください。

(平成26年4月現在)